

事務所だより

第47号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

健康保険・国民年金を証について

今年も据え置き

七〇～七十四歳の方の一部負担金を現在の二割負担から一割負担に見直すとのことでしたが、平成二十五年度（平成二十五年四月一日～平成二十六年三月三十一日）も現状どおりとなりました。

現在手元にある高齢受給者証の一部負担金の割合の欄が「二割（ただし、平成二十六年三月三十一日まで一割）」と記載されているか確認してください。（注一）。

有効期限を過ぎた高齢受給者証は使用できませんので、まだ交換していない方は、急いで健康保険の保険証に記載されている保険者へ交換を申し出て下さい。

今年七〇歳の方は

今年七〇歳を迎える方には、誕生月の下旬（誕生日がその

月の初日の方は、前月の下旬）に高齢受給者証が交付されます。使用できるのは、誕生日の翌月一日（誕生日がその月の初日の方は、その月）からです。加入している健康保険の保険証と一緒に医療機関の窓口に提示して使用します。

『三割負担』であっても

三割負担と判定された方のうち、給与や老齢年金等の収入が基準収入額に満たない方は、申請すると二割（平成二十六年三月三十一日まで一割）負担になります。

なお、基準収入額は被扶養者の有無や年齢等で異なりますので、（図一）を参照して下さい。また、次に該当する方は、ぜひ申請して下さい。《基準収入額適用申請の対象となる方》

・七〇歳以上の被保険者の方
又は七〇歳以上の被保険者に

扶養されている七〇歳以上の被扶養者の方のうち、一部負担金割合が三割の健康保険高齢受給者証を持っている方

・標準報酬月額が二十八万円以上である方で前年（前々年）の収入が基準収入額に満たない方

・七〇歳以上の被扶養者がいない七〇歳以上の被保険者で、収入が三百八十三万円以上であつても、旧被扶養者（注一）がいる方で基準収入額に該当する方

申請は簡単

「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」と前年あるいは前々年の収入額がわかる書類（図二を参照して下さい）を添付して、加入している健康保険の保険者に申請します。

なお、毎年七月中旬から八月上旬にかけて、一部負担金割合が三割の健康保険高齢受給者証を持つ方を対象に、その年の九月からの一部負担金割合を判定する定期判定もありますので、申請書が届いた方はぜひ検討して下さい。

（注一）現役並み所得者（一部負

担金の割合が「三割」と記載されている方）や後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は対象外です。

（注二）長寿医療（後期高齢者医療制度）の被保険者となったことにより、被扶養者でなくなった方（被扶養者でなくなった日の属する月以後五年を経過する月までの間、長寿医療の被保険者である方）です。

(図一)	70歳以上の被扶養者がいる場合	70歳以上の被扶養者がいない場合	旧被扶養者を有する場合
	520万円未満	383万円未満	383万円以上 520万円未満
(図二)	医療機関での受診時期	申請書に添付する収入のわかる書類	
	1月～8月	前々年収入のわかる書類 (所得証明書、非課税証明書など)	
	9月～12月	前年収入のわかる書類 (所得証明書、非課税証明書など)	

「ねんきん」
無料相談受付中

万が一のことがあつても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

年金事務所や年金相談センターに
★行く時間が無い方
★遠くて行けない方
ぜひご利用下さい

二十四時間受付(※)
しています

※受付のみとさせていただきます。
回答は、受付日の翌々営業日となります。

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。
お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075 (571)8611

労働者派遣法が改正！(その五)

派遣される労働者の保護と雇用の安定を図るために、平成二十四年一〇月一日から派遣元事業主、派遣先事業主それぞれに新たな事項が課されました。一〇月号から数回に分けて改正点をお伝えしています。

派遣元の追加事項

・九項目

八 有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置

派遣労働者が無期雇用になるための機会が少ないことなどから、派遣会社は、有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算一年以上）の希望に応じ、以下のいずれかの措置をとるよう努めなければなりません。

一、無期雇用の労働者として雇用する機会の提供

二、紹介予定派遣の対象とすることで、派遣先での直接雇用を推進

三、無期雇用の労働者への

転換を推進するための教育訓練などの実施

九 派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加

派遣開始時に、派遣元から派遣先に通知する事項に「期間の定めなく雇用される労働者であるか否かの別」

十 均衡待遇の確保

が追加されています。

その記載を元にして労働契約申込義務の対象となる派遣労働者かどうかを判断します。

この通知は、次回の契約更新時に「派遣労働者が無期契約であるか否か」を通知すればよく、改正労働者派遣法の施行前に締結した契約に関しては、改正労働者派遣法の施行後に追加通知する必要はありません。

本年3月分（4月納付分）からの協会けんぽ保険料率は同じ

本年の保険料率は、昨年と同様となりました。しかし、医療費支出が増加する一方、保険料収入の基礎である賃金が下落しているため、保険料収入が落ち込んでいることに変わりありません。

健康保険料率（京都府の場合）

現行 9.98%	→	平成25年3月分 (4月納付分)から 9.98%
-------------	---	--------------------------------

介護保険料率

現行 1.55%	→	平成25年3月分 (4月納付分)から 1.55%
-------------	---	--------------------------------

- 一〇日（十一日期限）
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
- 三〇日
- 預金管理状況報告の提出
- 労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、一月～三月分）

四月の労務手続 「提出先・納付先」



派遣会社は、派遣労働者の賃金を決定する際に派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準や派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験などに配慮しなければなりません。

教育訓練や福利厚生などについて

も均衡に向けた配慮が求められます。

- 健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-12-301

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>

編集後記

開業五年目を迎えるにあたり、先日事務所を移転し、狭いながら仕事専用スペースを確保しました。書類の整理も落ち着き、「さて、これから」というときに、高熱でダウン。

気が付けば、桜が咲き始めています。お花見は、もう少し先になりそうです。

(ぎん)